

伊丹天神川病院訪問看護ステーション テンセカンド
重要事項説明書（介護保険）

1 事業所の概要

事業所名称	伊丹天神川病院訪問看護ステーション テンセカンド
所在地	兵庫県伊丹市荒牧南4丁目1-73グリーンヴィラ 205号室
連絡先	電話072-777-5512 FAX072-777-8102
管理者名	越智 美奈子
事業所番号	介護予防訪問看護・訪問看護 2863390544号
サービス提供地域	伊丹市 川西市 宝塚市 尼崎市

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください

2 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	午前9時～午後5時まで (ただし通常の訪問看護を行う時間は午前9時30分～午後4時30分)
休日	日曜・祝日・年末年始(12/30～1/3) 営業日・営業時間帯に関わらず、24時間体制をとっておりますので緊急時等は時間外でも訪問いたします。但し、時間外の場合には利用料が異なります。サービス料金表をご参照ください。

3 事業所の職員体制

職種	常勤	
管理者（看護師）	1名	従業者の管理及び業務の一元的な管理
看護師・保健師	1.5名以上	訪問看護サービスの提供

4 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	指定訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する。 事項を定め、要介護状態にある利用者に対し、指定訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	(1) 事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、精神看護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。 (2) 事業の実施に当たっては、必要な時に必要な訪問看護の提供ができるよう努めるものとする。 (3) 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定を計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。 (4) 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業所、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業所、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連

	携に努めることとする。 (5) 前 4 項のほか、「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例」(平成 24 年兵庫県条例第 4 号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
--	--

5 サービス内容

自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により看護師が定期的に訪問し、必要な支援を行います。

(1) 訪問看護計画書の作成

(2) 精神看護に関する内容

- ① 病状・障害の観察
- ② 症状相談
- ③ お薬の継続につながる助言・副作用の相談
- ④ 家事全般・金銭管理についての助言・指導
- ⑤ 健康管理(体温・脈拍・血圧の測定)、食事指導、生活リズムの助言
- ⑥ 家族調整・家族支援

(3) 生活援助に関する内容

- ① 社会資源の活用・相談
- ② 近隣・地域との付き合い方
- ③ ゴミの出し方・共用部分の清掃の仕方

6 サービス料金表

(要介護状態の場合)

訪問看護費	単位数	利用者負担 1 割	利用者負担 2 割	利用者負担 3 割
看護師 20 分未満の場合	314 単位	314 円	628 円	942 円
看護師 30 分未満の場合	471 単位	471 円	942 円	1413 円
看護師 30 分以上 1 時間未満の場合	823 単位	823 円	1646 円	2469 円
看護師 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	1128 単位	1128 円	2256 円	3384 円

(要支援状態の場合)

訪問看護費	単位数	利用者負担 1 割	利用者負担 2 割	利用者負担 3 割
看護師 20 分未満の場合	303 単位	303 円	606 円	909 円
看護師 30 分未満の場合	451 単位	451 円	902 円	1353 円
看護師 30 分以上 1 時間未満の場合	794 単位	794 円	1588 円	2382 円

※その他、夜間・早朝料金は上記の 1.25 倍、深夜は 1.5 倍となります。

早朝・6:00~8:00 夜間・18:00~22:00

深夜・22:00~翌朝 6:00 まで

※緊急時訪問看護加算(24 時間対応) 574 単位

※ご本人の収入等に応じて、1 割、2 割、3 割負担となります。

※合計単位に 10.7 円を乗じた金額の 1~3 割を負担していただきます。

(1) 利用料金のお支払い方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を入金が確認次第領収書を発行いたします。

当事業所では、口座振替によるお支払い（引き落とし日 26日）をお願いしています。

指定の用紙にてお申し込みが必要です。

(2) 交通費

実施区域（伊丹市、川西市、尼崎市、宝塚市）以外の地域に訪問する場合は交通費1,000円を別途請求させていただきます。

(3) キャンセル料

訪問看護の利用中止については、前日までにご連絡をいただければ、予定されたサービスを変更または中止することができます。

ご連絡をいただく時間	キャンセル料
前日までにご連絡をいただいた場合	不要です。
当日、訪問までのご連絡の場合	1,000円を請求いたします。
訪問までにご連絡のない場合	1 提供あたりの料金の100%を請求します。

※ただし、ご利用者の急な入院の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

7 衛生管理

ステーションは、看護師の清潔保持及び健康状態の管理を行うと共に、ステーションの設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとします。

(1) ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止の為に、対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事が出来るものとします)概ね6月1回以上開催すると共に、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。

(2) ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止の為に指針を整備します。

(3) ステーションにおいて、従業員に対して感染症の予防及びまん延の防止の為に研修会及び訓練を定期的実施します。

8 緊急時・災害時の対応

ステーションは、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護実施中に、利用者の病変に急変その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当を行うと共に、速やかに管理者及び主治医に報告します。

地震・台風・大雨等の天災その他やむを得ない事情により、訪問看護サービスの実施ができなくなった場合には、当該サービス提供すべき義務を負わないものとします。

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	
主治医への連絡基準		発熱時、血圧変動時、意識レベル低下時等
連絡方法		

9 業務継続計画の策定等

ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供を継続的に実施する為、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画(以下「業務改善計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

感染症及び災害時に関わる業務継続計画を策定し速やかにサービス再開に努めます。

10 虐待防止に関する事項

ステーションは、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその発生を防止する為次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事が出来るものとします)を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止の為の指針の整備を行います。
- (3) 虐待防止の為の定期的な研修の実施を行います。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を設置します。

ステーションは、サービス提供中に当該事業所従業員又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)に虐待を受けたと思われる甲を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

11 身体拘束等の禁止

ステーションは、サービス提供に当たっては、利用者もしくは他の利用者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束」という)を行わないものとします。

ステーションは、身体拘束等を行う場合には、その状態及び時間、その際の甲の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。

12 サービス内容に関する苦情等相談窓口

【事業所の窓口】 当事業所の連絡窓口 (相談・苦情・キャンセル連絡など)	窓口責任者 越智 美奈子 ご利用時間 午前9：00～午後5：00 ご利用方法 TEL：072-777-5512 面接 (当事務所相談室)
--	---

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市町村、国民健康保険団体連合でも受付けております。

※当事業所以外でのサービス内容に関する相談・苦情窓口

伊丹市介護保険課	所在地 兵庫県伊丹市千僧1-1 電話 072-783-1234
兵庫県国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9-1-1801 電話 078-332-5617 受付時間 8：45～17：15

13 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という）はサービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏えいを防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して謄写料などが必要な場合は利用者の負担となります）</p>
<p>利用目的</p>	<p>【介護関係事業者の内部での利用に係る事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業者が介護サービスの利用者等へ提供する介護サービス ・介護保険事務 ・介護サービスの利用者に係る事業所等の管理運営業務のうち <ul style="list-style-type: none"> 登録・解除等の管理 会計・経理 事故等の報告 <p>【他の事業所等への情報提供を伴う事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業所等が利用者等に提供する介護サービスのうち <ul style="list-style-type: none"> 当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答 感染症及び災害等の緊急事態に、協力する機関や事業所と情報共有する場合 その他の業務委託 家族等への心身の状況説明 必要時、市町村介護保険課・介護保険業務のうち <ul style="list-style-type: none"> 保険事務の委託－審査支払機関へのレセプトの提出 審査支払機関又は保険者からの照会への回答 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等 <p>【上記以外の利用目的 介護関係事業者の内部での利用に係る事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護関係事業者の管理運営業務のうち <ul style="list-style-type: none"> 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料 介護保険施設等において行われる学生の実習への協力
<p>【個人情報に関する窓口】</p>	<p>窓口責任者 越智 美奈子 ご利用時間 午前9：00～午後5：00（日祝休み） ご利用方法 TEL：072-777-5512</p>

14 ハラスメント行為の禁止

ステーションでは「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に則り、ハラスメント対策を行っております。

業務中に看護師等の心身に危険が生じ、又は生じるおそれがある場合であって、その危害の発生または再発生を防止する事が著しく困難である等、利用者に対して訪問看護を提供する事が著しく困難であると管理者及び主治医が判断した場合は訪問看護契約の解除をすることがあります。

15 事故発生時の対応方法について

利用者に対する訪問看護サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、当該利用者家族、当該利用者に関わる居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問看護サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

16 利用者様へのお願い

サービス利用の際には、介護保険証を提示ください。

同意書

当事業者は、上記の重要事項説明書に基づいて説明しました。

重要事項説明書の説明年月日 令和 年 月 日

事業所	所在地	伊丹市荒牧南 4-1-73 グリーンヴィラ 205 号室
	事業所名	伊丹天神川病院訪問看護ステーション テンセカンド
	説明者氏名	管理者 越智 美奈子

上記の『重要事項説明書』内容説明を事業者から確かに受け同意します。

利用者	住所	
	氏名	
代理人	住所	
	氏名	(続柄)

個人情報の保護について、標記の利用目的の使用に同意します。

利用者	住所	
	氏名	
代理人	住所	
	氏名	(続柄)